

県土利用のモニタリング制度・ 計画評価制度について

平成23年1月24日

千葉県国土利用計画地方審議会資料

モニタリング制度・計画評価制度の概要

制度の趣旨

第4次千葉県国土利用計画に掲げる基本目標の実現に向け、農用地・森林・宅地などの規模の目標や施策の進捗状況等を定期的に点検・評価し、計画の適切な推進を図る。

制度の内容

(1) モニタリング制度

県民にとってわかりやすい、県土の利用に関する各種施策に係るデータを定期的に調査・把握する。

平成22年から2年に1回実施。

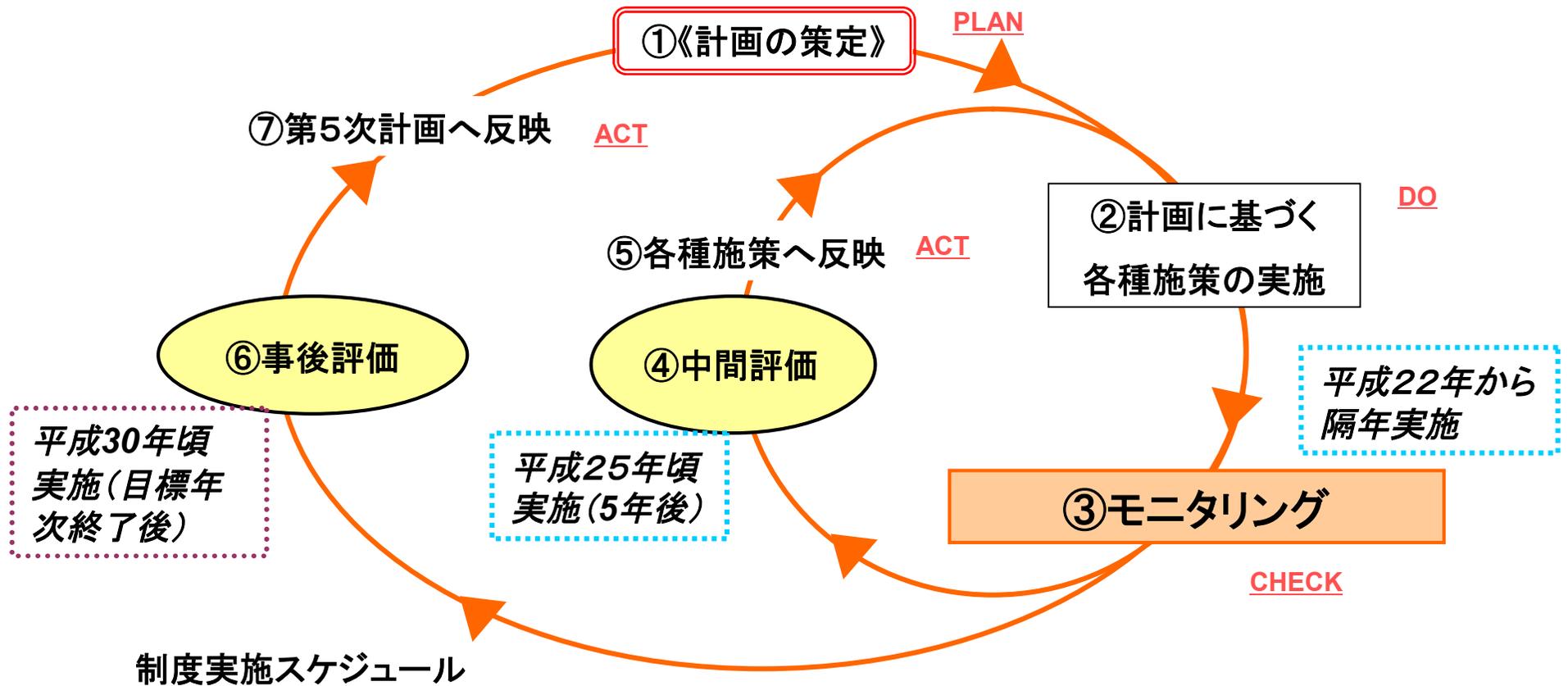
(2) 計画評価制度

モニタリング結果や県民の意見等をもとに、国土利用計画の実施状況等を総合的に点検・評価する。(評価は中間評価と事後評価の2回実施する。)

中間評価の結果は各施策の見直し・改善に反映させ、事後評価結果は、次期(第5次)国土利用計画に反映させる。

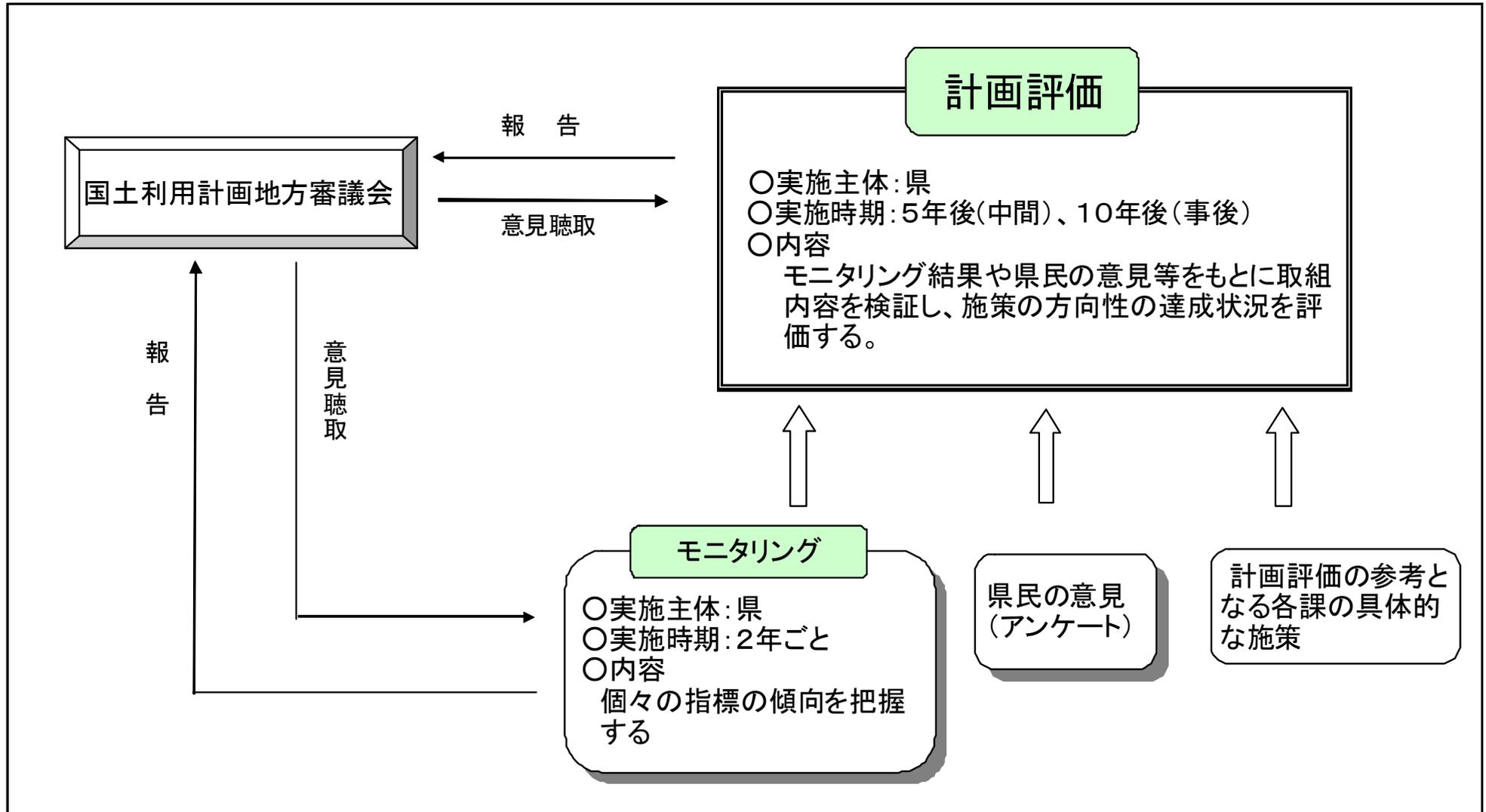
※モニタリング・計画評価の結果については、千葉県国土利用計画地方審議会に報告、意見聴取を行う。

モニタリング・計画評価制度の流れ



暦年	20 計画 策定	21 制度 検討	22	23	24	25	26	27	28	29 目標 年次	30
策定後経過年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
モニタリング			○		○		○		○		
評価						中間					事後

モニタリングと計画評価の関係



計画評価制度のイメージ

実施内容：

- ①モニタリング結果や県民の意見（アンケート結果）などをもとに県内部で取組内容を検証し、施策の方向性の達成状況を自己評価する。
- ②自己評価結果について県民の意見（パブリックコメント）や千葉県国土利用計画地方審議会の意見を伺い、評価結果を決定する。
- ③中間評価結果は施策へ反映させ、事後評価結果は次期千葉県国土利用計画に反映させる。

（農用地の例）

評価結果の決定	県内部での評価（自己評価）を実施				モニタリング制度	
	施策の方向性	施策の方向性 達成状況評価	取組	取組の検証	モニタリング取組	モニタリング結果
<p>・県が作成した自己評価について、県民や千葉県国土利用計画地方審議会から意見を聞く。</p> <p>・評価結果を決定、公表する。</p> <p>・中間評価結果は施策へ反映させ、事後評価結果は次期千葉県国土利用計画に反映させる。</p>	<p>・農業生産、農業経営の基盤強化</p>	<p>・取組内容の検証結果等をもとに、施策の方向性の達成状況の自己評価を行う。</p>	<p>・農業経営の次期強化、若い手の確保</p> <p>・高付加価値の推進</p> <p>・農地の付加価値の促進</p> <p>・生産条件の確保</p>	<p>・モニタリング結果や県民の意見等をもとに、取組内容の検証を行う。</p>	<p>・認定農業者数</p> <p>・農業従事者数（平均年齢）</p> <p>・生産農産物</p> <p>・ハウス等標準施設面積</p> <p>・農業産出額</p> <p>・農業経営費（農家1戸あたり）</p> <p>・農地利用集積面積</p> <p>・農用地区域面積</p> <p>・付加価値管理</p>	<p>・モニタリングを実施。モニタリング結果については、審議会、県民の意見を伺う。</p>
	<p>・農地の保全、利活用</p>		<p>・千葉県内の取組</p> <p>・多様な主体による地域農産物づくり</p> <p>・千葉県型集約型営農の実施</p> <p>・新規就農者を増やす取組み</p> <p>・耕作放棄地の発生防止</p> <p>・多様な主体による農地の保全、利活用（都市と農村の交流、市民農園等）</p>		<p>・農村水産物産物売場開設支援</p> <p>・農村女性の起業経営研修</p> <p>・千葉県型集約型営農助成</p> <p>・新規就農者数</p> <p>・耕作放棄地面積（総計）</p> <p>・農家・水・環境保全向上対策事業による集約型経営研修</p> <p>・農村復興体験施設数</p> <p>・市民農園面積</p> <p>・農地利用率</p> <p>・経営集約面積</p> <p>・農地転用面積</p> <p>・らびエコ農産物認定面積</p>	
	<p>・市町村化区域内農地の維持</p>		<p>・市町村化区域内農地の保全</p> <p>・生産農地の保全</p> <p>・市民農園の整備</p>		<p>・市町村化区域内農地面積</p> <p>・生産農地面積</p> <p>・市民農園面積</p>	